


所管部課	市民部 市民課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則について					
	て	区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>当市においては個人番号カードを用いた、証明書等のコンビニエンスストア交付事業（以下、「コンビニ交付」という）について、平成28年2月22日の事業開始に向けて準備を進めている。</p> <p>本改正は、住民票の写し、戸籍の附票の写しのコンビニ交付において、交付請求方法が従前と異なることから、規則改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容 多機能端末機による住民票の写し、戸籍の附票の写しの交付請求をしようとする者は、交付請求書の提出を要しない旨の条文を加える。</p> <p>(2) 施行日 平成28年2月22日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 コンビニ交付により市民の利便性が向上するとともに、個人番号カードの普及促進に資する。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<ul style="list-style-type: none"> 文書課において審査済み 						
3. 留意事項（問題点等）						
<ul style="list-style-type: none"> 多機能端末機による証明書等の交付請求については、別途制定する「東大和市多機能端末機による証明書等の発行に関する規則」において詳細事項を定める。 						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<ul style="list-style-type: none"> 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。 						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。